

総 務 企 画 委 員 会 記 録
＜ 第 4 号 ＞

平成20年第1回沖縄県議会（2月定例会）

平成20年3月19日（水曜日）

沖 縄 県 議 会

総務企画委員会記録<第4号>

開会の日時

年月日 平成20年3月19日 水曜日
開 会 午前10時5分
散 会 午前11時32分

場 所

第4委員会室

議 題

- 1 乙第1号議案 特別職に属する常勤の職員及び一般職に属する常勤の職員の給与の特例に関する条例
- 2 乙第3号議案 沖縄県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 3 乙第4号議案 沖縄県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 4 乙第5号議案 沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例
- 5 乙第6号議案 沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 6 乙第7号議案 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
- 7 乙第25号議案 包括外部監査契約の締結について
- 8 乙第30号議案 沖縄県行政機関設置条例の一部を改正する条例
- 9 請願平成19年第3号
- 10 陳情平成16年第53号、同第93号、同第99号、同第110号、同第111号、陳情平成17年第54号、同第83号、同第109号、同第118号、同第171号、同第172号、陳情平成18年第38号、同第40号、同第42号、同第121号、陳情平成19年第21号、同第52号、同第67号、同第69号、同第72号、同第76号、同第82号から第85号まで、同第110号、同第111号、同第132号、同第147号、同第

150号、同第160号、陳情第19号及び第26号
 11 閉会中継続審査・調査について

出席委員

委員長	安里進君
副委員長	新垣良俊君
委員	國場幸之助君
委員	池間淳君
委員	具志孝助君
委員	渡嘉敷喜代子君
委員	平良長政君
委員	上原章君
委員	糸洲朝則君
委員	当山全弘君
委員	嘉陽宗儀君
委員	當間盛夫君

委員外議員 なし

欠席委員

瑞慶覧朝義君

説明のため出席した者の職・氏名

知事公室長	上原昭君
防災危機管理課長	新里栄治君
企画部長	上原良幸君
警察本部刑事部長	日高清晴君
警察本部交通部長	仲宗根孝君

○安里進委員長 ただいまから、総務企画委員会を開会いたします。

乙第1号議案、乙第3号議案から乙第7号議案まで、乙第25号議案及び乙第30号議案の8件、請願平成19年第3号、陳情平成16年第53号外32件及び閉会中継続審査・調査についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として、知事公室長、企画部長、警察本部刑事部長及び交通部長の出席を求めています。

まず初めに、企画部関係の請願平成19年第3号及び陳情平成16年第93号外15件の審査を行います。

ただいまの請願・陳情について、企画部長の説明を求めます。

なお、継続の請願及び陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

上原良幸企画部長。

○上原良幸企画部長 企画部に関する請願及び陳情案件につきまして、お手元の総務企画委員会請願及び陳情に対する説明資料により、処理方針を御説明申し上げます。

表紙をめくっていただきまして、目次の1ページから3ページにかけて、請願及び陳情の一覧表がございます。企画部関係の請願及び陳情につきましては、継続の請願が1件、新規の陳情が1件、継続の陳情が15件となっております。

継続審議のうち、3ページの陳情第83号住民基本台帳ネットワークの廃止を求める陳情につきましては、処理方針に変更がございますので御説明いたします。

3ページをお開きください。

変更部分を読み上げさせていただきます。

平成20年3月6日の最高裁判所第1小法廷において、住民基本台帳ネットワークにより本人確認情報を管理、利用等する行為は、個人に関する情報をみだりに第三者に開示または公表するものということとはできず、当該個人がこれを同意していないとしても、憲法第13条に保障された自由を侵害するものではないと解するのが相当である。

また、自己のプライバシーにかかわる情報の取り扱いについて、自己決定する権利ないし利益が違法に侵害されたとする主張にも理由がないと言うべきであるとした合憲判決が出たところであります。

県としては、今後とも個人情報保護の精神を尊重して住民基本台帳ネットワークの運用に当たっていきたいと考えております。

次に、新規の陳情につきまして御説明いたします。

19ページをお開きください。

離島・過疎地域振興に関する陳情第26号について御説明いたします。

初めに、離島航路補助関係につきまして、読み上げて御説明いたします。

県としては、離島航路補助制度について、全国一律の補助単価による補助金算定方法を見直し、地域の実情に対応した適正な費用負担をすべきであるとして、全国知事会等を通じ、国に対して同制度の見直しを要望してきたところがあります。

これを受けて国は、今年6月をめどに離島航路事業者向けの補助制度を抜本的に見直そうと検討を進めているところであります。

県としては、その動向に注視しながら対応してまいりたいと考えております。

次に、20ページをお開きください。

同じく陳情第26号関係でございますが、下地島空港及び周辺公有地の有効活用の推進について御説明いたします。

下地島空港及び周辺公有地に関する宮古島市の指針は、市、国、県、地元経済団体から構成される下地島空港等利活用検討委員会において、鋭意検討され、平成19年度中には決定されるものと承知しております。

県は、同指針と県の上位計画等との整合性が図られるよう、関係部局及び宮古島市から構成される下地島空港残地有効利用連絡会議等において、協議を重ねてきたところがあります。

今後とも、関係機関との連携協力のもと、下地島空港残地の有効利用について積極的に取り組んでまいります。

以上で、企画部に関する陳情案件の処理方針の説明を終わります。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○安里進委員長 企画部長の説明は終わりました。

これより、請願及び各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、請願及び陳情の番号を申し述べてから、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○安里進委員長 質疑なしと認めます。

以上で、企画部関係の請願・陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

どうぞ御退席ください。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員入れかえ)

○安里進委員長 再開いたします。

次に、知事公室関係の陳情平成16年第99号外5件の審査を行います。

ただいまの陳情について、知事公室長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

上原昭知事公室長。

○上原昭知事公室長 ただいま議題となっております知事公室所管に係る陳情につきまして御説明いたします。

知事公室所管の陳情は、継続5件、新規1件の合計6件となっております。

まず、継続審議となっている5件につきましては、お手元に配付しております陳情説明資料の処理概要のとおりであり、変更があった箇所には下線で表示しております。

大幅に変更があった部分についてのみ、御説明させていただきます。

資料の5ページをお開きください。

陳情平成19年第72号陸上における不発弾の最終処分事業の県民による非営利事業による浄財化に関する陳情につきまして、処理概要の4段落目から御説明いたします。

国は、これまで海洋投棄されていた一部不発弾について、全国規模で陸上処分することとし、民間に委託するために準備を進めておりましたが、去る1月17日に競争入札を実施し、2月20日には契約を締結しております。

当該入札には、不発弾等の適正かつ安全・確実な処分を図るため、1 適法な処理設備を有し、2 適法に不発弾を貯蔵できる火薬庫を国内に有し、3 不発弾等の処理（識別、移動、運搬及び廃棄）に関する専門技術者と経験者を有する業者が参加し、北九州にある業者が受託することに決まっております。

なお、国はNPO等の特定の団体に委託先を限定することは民間企業の入札参加の機会を奪い、公正性、透明性、公平な競争の観点から適当でないとして、

一般競争入札に付しております。

続きまして、新規陳情の1件について御説明いたします。

資料の7ページをお開きください。

陳情平成20年第26号は、離島・過疎地域振興に関する陳情でございます。

県としては、県・市町村連絡調整会議で確認した取り組み方針及び今後の進め方を踏まえ、各地主会及び関係市町村による事業案の精査、絞り込み等を促進しているところであります。

事業の実施に向けては、今後とも国に対して働きかけ、できるだけ早く戦後処理としての解決を国に求めていく考えであります。

以上、知事公室所管に係る陳情6件につきまして、処理概要を御説明いたしました。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○安里進委員長 知事公室長の説明は終わりました。

これより、各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 新規に陳情が上げられている陳情第26号ですが、旧軍飛行場用地問題について宮古島市からという形で出ているんですけども、この文書の中にも団体補償方式による慰謝事業としてということがあるんですけど、知事公室長としては今回の旧軍飛行場用地問題は慰謝事業なのですか。それとも沖縄振興策の中の戦後処理案件という形の考えなのですか。どちらですか。

○上原昭知事公室長 慰謝の趣旨も含めて、地域の活性化に資する事業だと考えております。やはり両方の側面を持っているのかなと思っております。

○當間盛夫委員 認識的には、戦後処理と言いますか、戦後60年の慰謝事業という考えと、沖縄振興策の両面を兼ね備えている案件だという認識でいいわけですね。この分で、皆さんは再三この4年間やってきたんですが、できるだけ早くとかというような認識で毎年、予算要求はいつするんだとかというような

形になると、平成18年度にその質問をすると平成19年度だと言うし、平成20年度にやるとそれは平成21年度だと言うんですが、平成21年度の予算要求というのは準備はもう大丈夫なのですか。

○上原昭知事公室長 まだ正式に内閣府、財務省ともいろいろお願い調整をしているところでありますが、まだ正式に窓口が確定していないという状況がございます。今月も内閣府のほうに行って、ぜひ皆さんのところでお願いできませんかという話はしておりますが、まだ正式には内閣府としてはわかりましたという段階にはまだ至っておりません。しかし期限が迫っておりますので、県としては考え方をまとめて、4月以降も引き続き国と調整をして、平成21年度予算に間に合うように、概算要求を5月、6月という形で詰めていきたいと思っております。

○當間盛夫委員 今の知事公室長の話は、国会の答弁というのは別に国会のものであって、正式に我々には何もないから国会答弁というのは関係ないという話なのですか。

○上原昭知事公室長 国会答弁は関係ないということではなくて、総合的な振興策の窓口としては内閣府であるということは、国も認めているわけですが、それが旧軍飛行場用地事業をどういう形でやるのかについての中身がまだ詰められておりませんので、旧軍飛行場用地事業としての窓口になるのかどうかについては、まだ内閣府からも我々は説明を受けているわけですがけれども、内閣府がやると決めたわけではないという答弁なので、少しずつ内閣府の発言も変わってきておりますので、我々としてはぜひ内閣府のほうにやっていただくようお願いをしていきます。ただ、財務省との関係もありますので、財務省のほうにもいろんな意味での協力を求めていきながら内閣府をお願いをしていきたい。

だから、国会答弁が関係ないということではなくて、そこで全体的な窓口であるという答弁がありますので、その方向で我々としても取り組んでいきたいということでもあります。

○當間盛夫委員 全体的な窓口というのは何ですか。旧軍飛行場用地事業というのは沖縄振興計画の中の事業ではないのですか。この旧軍飛行場用地事業というのは、沖縄振興計画の戦後処理という形では入るけれども、事業内容的には沖縄振興計画に当たるのかどうかというのは、これから国と調整しないとい

けないという話なんですか。

○上原昭知事公室長 どのような事業でやるのかということについてがまだ詰められていない状況でありまして、旧軍飛行場用地事業という形でやるのか、あるいは一般的な沖縄振興策という形でやるのかによって、内閣府の対応も違ってくるのではないかと、非常に説明がやりにくいのですが、そういう微妙なところかなと思っております。要するに、内閣府から我々がやりますから、県はちゃんと出してくださいというようなことはまだないということです。

○當間盛夫委員 沖縄振興計画というのは内閣府がやるわけですよね。この旧軍飛行場用地事業は沖縄振興計画ですよね。予算の出所が違うからということですか。

○上原昭知事公室長 要するに、現在沖縄振興計画の中に旧軍飛行場用地事業問題については取り組むということは検討するということはあるんですが、事業という形では示されていないわけですね。旧軍飛行場何とか事業という形ではない。だからどういう事業にするのかは今後、内閣府と詰めながら窓口の問題もあわせて解決していきたいということとして、沖縄振興計画の中に具体的な形で事業は示されていないものですから、どういう事業の仕組み、枠組み、方式と言いますか、そういう仕組みそのものをするのかはまだ明確ではないということです、その辺を詰めながらやっていきたいということです。

○當間盛夫委員 知事公室長が言っていることが余り意味がわからないものですから、それではこれは別に沖縄振興計画内ではなくて、事業的には沖縄振興計画が平成23年に終わろうが、事業的にある程度それにずれていってもできるという事業だとお考えなのですか。

○上原昭知事公室長 そういうことではなくて、沖縄振興計画の中に具体的な形での事業名とか事業が示されていない。今後、これは詰めていく必要があるわけですけれども、どういう事業にするのかというところですね。

○當間盛夫委員 それでは、皆さんは今まで何をしてきたんですか。

○上原昭知事公室長 この間ずっと国に対して窓口を明確にしてくれということをやってきました。そういう中で繰り返し調整をしながら、地主会、

市町村から上がってきた事業もこういうのがありますということで整理して国に上げていく。そういう事業も示しながら、国としても少しずつ変わってきたかなというところでして、まだ現段階で国から明確な形で内閣府がやりますという返事はいただいていないという状況ということです。

○**當間盛夫委員** それでは、これが進んでいないのは国が悪いということですか。

○**上原昭知事公室長** 国が悪いかどうかということではなくて、これまで財務省と内閣府のほうで、財務省は国有地の問題であることは承知しているが、自分たちは事業官庁ではない。内閣府のほうはこれは国有地の問題だから財務省の問題だというやりとりがありまして、両方に持って行ってもなかなか相手にされない状況があったわけですけれども、粘り強く調整したおかげで、少しずつ状況の変化が見えつつあるのかなということだと思います。

○**當間盛夫委員** 見えつつあるということは、去年から知事公室長は平成21年度に概算要求に組み込んでいくと、概算要求していくということがあったんですが、それではこの概算要求はどの程度のものを考えられているのですか。

○**上原昭知事公室長** 概算要求の中身については、これからいろいろ地主会や市町村とも調整をしながら、もちろん国とどういう形でできるのか事業の仕組み自体がまだ固まっておりませんので、その辺も調整をしながら、ぜひ内閣府が窓口となって県や市町村の要望を組み入れて取り組んでほしいということをお願いしていく。事業規模については、その中で詰めていきたいということがあります。

○**安里進委員長** ほかに質疑はありませんか。
糸洲朝則委員。

○**糸洲朝則委員** まず、陳情平成19年第72号について処理概要に沿って質疑をいたします。不発弾の最終処分がロンドン条約によって海洋投棄ができなくなった。これを受けて、我が国は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正(平成18年政令第329号)が行われ、不発弾の海洋投入処分が平成19年4月1日から禁止されることになりました。まずこの部分における一部改正、いわゆる平成18年政令第329号について御説明をお願いします。

○新里栄治防災危機管理課長 改正ですけれども、まず改正案が一般廃棄物は海洋投入処分を行ってはならないことということで改正されております。

○糸洲朝則委員 これは一般廃棄物ということですか。もう一度きちんと読んでください。

○新里栄治防災危機管理課長 一般廃棄物は、海洋投入処分を行ってはならないこと。

○糸洲朝則委員 今、海洋投棄されている不発弾も一般廃棄物になるんですか。

○新里栄治防災危機管理課長 そういう理解であります。

○糸洲朝則委員 不発弾が一般廃棄物と同等に扱われるということは非常に理解に苦しみますが、明日の新聞の第1面に取り上げててくださいよ。一般廃棄物と不発弾は同等の取り扱い、果たしてこれでいいのかと。これは皆さんはどう思いますか。きちんと説明してくれないと。

○新里栄治防災危機管理課長 これは国の法律の改正ということで、私どもはこういったものを受けて、不発弾も一般廃棄物の中に入っているということになっているものですから、そうお答えしているわけです。

○糸洲朝則委員 これはわかりましたと納得するわけにはいきませんので、後刻でいい、きちんとそこを説明できるようにしておかないと。今後議論する上において、かなり無理がきますから。多分この質疑をやりとりしてもこれ以上進まないと思いますので、要望ではなくて、これはきちんとやってください。

次に、これに伴って、海洋投棄されていた一部不発弾について全国規模で陸上処分することにし、民間委託云々と。それで、不発弾の半分以上は沖縄県にありますから、その海洋投棄されていた一部というのはどの程度ですか。

○上原昭知事公室長 明確な定義はないようですが、おおよそ50キログラムくらいを目安にして、小さい部分については爆破処理をする。ただ50キログラム以上大きくなると騒音でありますとか、震動でありますとかいろいろ影響が出るということで、爆破処理をせず海上投棄をしていたということのようであり

ます。

○糸洲朝則委員 そういたしますと、50キログラム以下については従来どおり、例えば自衛隊のキャンプ・シュワブでの爆破処理、50キログラム以上になりますと民間委託による処理という認識でよろしいですか。

○上原昭知事公室長 そのとおりであります。

○糸洲朝則委員 その不発弾の最終処分場、いわゆる爆破処理の現場を遠くから見せてもらったんですが、その処理状況を見たわけではないんですが、説明を聞く限りにおいて想像するに大変危険の伴う仕事だなと。ましてや今の説明によりますと、大型爆弾50キログラム以上というのは民間処理にする、ここにまずひとつ不安と納得のいかないことを覚えるわけですよ。したがって、この50キログラム以上の大型爆弾については、爆破処理できないからそれを民間の施設にというその辺を何でそうなのかというわかるような説明はできませんか。

○新里栄治防災危機管理課長 民間委託をするのは、あくまでも不発弾の信管を外した安全化処置をしたものですね。安全化処置をしたものを民間のほうに解体処置等の委託をする。ですから、従来ですと50キログラム以上の爆弾の信管を外して、50キログラム未満でしたら、今言うようにキャンプ・シュワブで爆破処理ということがあったんですけれども、こういったものは基本的に50キログラムで区分けするかどうかはこれからもわかりませんが、基本的に信管を外した安全なものについて民間のほうには処理委託をする、そういうことであります。

○糸洲朝則委員 先ほどは、50キログラム以上は民間に委託、要するに海洋投棄をしていた。50キログラム未満のものは爆破処理をしていたという答弁でしたよ。

○新里栄治防災危機管理課長 原則的にはそういうことでありまして、今現在、自衛隊はキャンプ・シュワブで爆破処理をしているのは50キログラム未満ですね。こういったものとかあるいは小さなもの銃火器ですね。小さな弾等ですね。そこら辺はキャンプ・シュワブで爆破処理をするということを聞いております。

○糸洲朝則委員 だからおかしいんだよ。しかも50キログラム以上の信管を抜いた爆弾を民間で処理するわけでしょ。

○新里栄治防災危機管理課長 民間処理をするのは、信管を外した爆弾ですね。その大きなもの、今言うように50キログラム以上の爆弾、キャンプ・シュワブで処理できない分ですね。この分について民間処理の委託をするということでもあります。

○糸洲朝則委員 小さい爆弾を爆破処理をしているのは、信管は抜かないのですか。

○新里栄治防災危機管理課長 小さな銃火器、小さい弾につきましては、この分については持ち運びも安全性の観点からも特に問題ないということで、そのまま保管庫に置いておいて、キャンプ・シュワブで小さいものについてはまとめて爆破処理をしている。特に安全処理はしていないようです。小さいものにつきましてはですね。

○糸洲朝則委員 小さかろうが大きかろうが爆弾には間違いないので、危険が伴うもの、危険なものだと思うんですよ。したがって、それをいわゆる信管を抜いた50キログラム以上の爆弾のほうは安全だという認識ですか。

○新里栄治防災危機管理課長 私どもは自衛隊からはそう聞いております。

○糸洲朝則委員 それで、皆さんの陳情処理の中に、1 適法な処理施設を有し、2 適法に不発弾を貯蔵できる火薬庫を国内に有し、いわゆるこの適法というのは何の法律ですか。まずそれを、設備の法律と貯蔵できる火薬庫を定めた法律があるはずですから、それを説明してください。

○新里栄治防災危機管理課長 私どもも詳細は防衛省のほうからは聞いておりませんが、火薬取締法という法律があります。その法律の中での安全の処理設備と理解しております。

○糸洲朝則委員 文章でこれくらい明確にうたっているわけですから、この法律の箇所については抜粋して、委員全員に資料として提供していただけますか。

○新里栄治防災危機管理課長 この分につきましては、防衛省に確認をしながら、本当にこの条文なのかということを確認しながら、資料の配付を考えたいと思っております。

○糸洲朝則委員 それから、3の不発弾の処理、いわゆる識別、移動、運搬及び廃棄に関する専門技術者と経験者を有する業者が参加とあるんですが、この専門技術者と経験者というに限られると思いますが、それについて説明をお願いします。

○新里栄治防災危機管理課長 これは国会の答弁とかあるいは国のほうがまとめた資料がございますけれども、現在、自衛隊で不用弾とか不良弾を処理している業者がございます。そういったところは、きちんとそのための保管庫も設置していますし、その改定のために施設も整備している。当然、そこに従事する火薬等に通じた専門的知識を有する職員等が配置されているということであります。

○糸洲朝則委員 僕らが101部隊で受けた説明の中では、不発弾処理の専門的な知識と経験は、実際に実務をやっている皆さんぐらいかなと感じたんです。しかし今の答弁だと、その最終処分をやっている以外でも爆弾の処理をやっているという答弁ですので、そこら辺をもっと具体的に説明してください。

○新里栄治防災危機管理課長 これは国のほうでまとめた各省庁への質問の回答、そういった海洋投棄ができない分についてどうするかという取りまとめがあるんですけれども、防衛省が先ほど言いました不用弾、不良弾、そういった物についての民間業者の数とか、場所等の状況を質疑応答で取りまとめたのがございます。先ほどの不用弾、不良弾を処理した民間業者の数は5社である—実際に処理した民間業者の数ですね。これは場所につきましても滋賀県とか兵庫県あるいは北海道、福岡県、群馬県、そういったものがまとめられております。

○糸洲朝則委員 不用弾を処理していた業者、いわゆる不用弾と不発弾の違いはどこにあるのか。特に危険度の面、安全性とかそういった危険度の面からはどのような違いがありますか。

○新里栄治防災危機管理課長 不用弾というのは先ほどの自衛隊の例なんですけれども、自衛隊が何らかの事情で弾として保管しているのだけれども、それを使わなかったという意味での不用ですね。それから不良弾ですけれども、弾はあるんだけど正常な機能を有さないものについて不良弾ですね。それから我々が言う不発弾というのは、戦争の際に爆弾を投下あるいは艦砲射撃をやったんだけど、それが着地した時点で爆発しなかったもの、そういうふうに理解しております。

○糸洲朝則委員 どちらが危険度が高いですか。

○新里栄治防災危機管理課長 私は専門家ではございませんので、どちらが危険度が高いのかは、私のほうではちょっと言えません。

○糸洲朝則委員 不発弾は、完成された物が投下されて、欠陥があったのかどうかはわからないけれども爆発しなかった。だから、いつ爆発してもおかしくないという危険性を伴ったのが不発弾だと思うんです。したがって、不良弾を処理していた業者が果たしてこの不発弾の処理が本当に安全にできるのか。だから先ほど適法なのか、適法な施設、適法な爆弾の保管庫、技術等を聞いたのはそこなんですよ。何で不用弾を処理できる技術・経験で、不発弾の処理ができるのかというところにクエスチョンマークがつくものだから、今その辺を聞いているわけです。だから、その辺を説明していただかないと、果たしてこれが民間業者に委託して、十分に安全性が保てるのかという心配から聞いているのですが、いかがですか。

○新里栄治防災危機管理課長 この件につきましては、国のほうで大丈夫だということで民間委託をしたと思うのですけれども、先週防衛省と受託した業者がみえていました。その時の話によりますと、まず火を使わないで解体処理をする。ウォータージェットみたいのものをを使って、水に研磨剤をまぜて解体処理をしていく。それは当然火は使わないですから、爆発する可能性はないわけですよ。そういうふうに解体処理をして、出された火薬は燃やすか、あるいは化学処理をして無害化すると、そういう話を聞いております。それでやれるというお話でした。

○糸洲朝則委員 この説明によりますと、3社が入札して1社が落札をした。いわゆる契約形態については聞いていますか。例えば年間契約なのか、物件ご

との契約なのか、複数年なのか、その辺についてわかっていたらお願いします。

○新里栄治防災危機管理課長 先週の業者の中で、ちょっと確認しました。そうしましたら、平成20年2月から平成23年2月までの契約だと、一般競争の入札ですね。そういうふうに聞いております。

○糸洲朝則委員 問題は、沖縄県にある従来海洋投棄されていた爆弾を、確か北九州の業者でしたよね。北九州の業者が処理するわけですが、その処理業者の国との契約、不発弾は皆さんの保管庫にあるわけでしょ。その引き渡し作業とかいろいろあるわけですが、契約した業者が不発弾を持って行って処理をするというシステムはどうなっているんですか。

○新里栄治防災危機管理課長 これも業者のほうから、先週伺ったところですが、自衛隊が立ち会いのもと信管を外して、安全を確保する。それを国のほうからきちんとした収納する箱を国が貸し出しをして、その中に不発弾をおさめてトラックで運んで行くと聞いております。

○糸洲朝則委員 読谷村のこの間見た保管庫は県の管理ですよ。その中に県土から出た不発弾を保管しておく。それをその業者が日を決めるのかわからないけれども、年に何回かそれを処理するために持ち出す。それで自衛隊がそれに立ち会いをする。県はそれを確認するだけですか。その前に、不発弾は当然登録されていると思いますが、事務処理とかについて、特に保管庫を管理している責任があるだけに、その辺はどうなるんですか。

○新里栄治防災危機管理課長 これは当然県の保管庫ですから、搬出搬入は我々のほうでもチェックはしています。当然それを民間に引き渡す際にも自衛隊も立ち会いますし、県も立ち会って確認はいたします。それは当然のことです。

○糸洲朝則委員 やはり、この民間への委託がなぜなのかということにまだ引っかかります。これにつきましては、今後もまたさらにいろいろ勉強していきたいと思いますが、先ほど要求した法律の問題とか、それについては後刻報告いただければと思いますので、今日はこれくらいにしておきます。

○安里進委員長 ほかに質疑はありませんか。

具志孝助委員。

○具志孝助委員 旧軍用地問題を少し整理させていただきたいと思っておりますが、平成21年度すなわち来年度に一度要求をすると予定をしているということになっているわけですが、そこで各地主会は市町村連絡協議会等々との調整も図りながら、それぞれの市町村と旧軍用地事業についてまとめているんですね。かなり進んでいるところと遅れているところがあると思われるのですが、平成21年度事業に要求していくとなると、結構事業の形が見えてこないといけないと思っておりますが、今、どのような状況にあるのか、幾つの地主会があって、どこの地主会はほぼ成案と言いますか、事業案がほぼ固まって、そろそろ国に要求していきたいという状況でなければいけないと思っておりますが、その辺のところは、どこどこの地主会あるいは市町村はこういう事業を要求している、それはほぼ固まっていれば国に要求を持って行く、この辺の状況を説明願いたいと思います。

○上原昭知事公室長 個別の事業について、その熟度等について今判断していますが、この場で説明するのはちょっと差し控えたいと思いますが、事業主体の問題でちょっと難しいなという事業も幾つかありますので、そういうのは国ともなかなか詰めにくいという事業があるのが確かです。そういう意味でやはり実現可能性、事業主体、事業規模、それから熟度等の問題もございますので、その辺を市町村とも相談しながら、ある程度国に調整して、これなら可能性があるのではないかというものを中心に調整を進めていきたい。まだ調整に時間がかかりそうなところについては、作業を続けながら後に回す。ですから、先行する分について、できるだけ早く平成21年度から予算要求できるように取り組んでいきたいということでありまして、ちょっと市町村との調整も最中でございますので、その個別の事業でどこの市町村がということはちょっと今の段階ではまだ固まっておりません。

○具志孝助委員 熟度が高い、こういう事業であれば、十分に国に要求して国が理解が得られるだろうと。そういう熟度が高いというようなことだと思うのですが、それらのものは公表して差し支えないんじゃないですかね。この事業を促進していくという意味合いでも、熟度が高いものから先に申請していくという方針は、かねてから皆さんは固めているようですから、その熟度が高いものについては公表したほうがかえってよろしいんじゃないですかね。まだまだ詰めなくてはいけないという部分は置いておいてですよ。どうですか、

まずいですか。

○上原昭知事公室長 市町村とその辺はまだ十分に詰めていない段階でございますので、まだ事業の仕組みとか、どういう形で予算化していくのかということも当然国ともいろいろ詰めないといけない。そういう中で、可能性のある事業を拾い出していく、あるいは提案していくということになりますので、その全体像もまだ見えない中で特定していくのは、現段階ではちょっともう少し時間がほしいなということでもあります。

○具志孝助委員 少し考えが違うようですが、先ほど主務官庁と言いますか、どこがこの旧軍用地事業を所管するのか、財務省なのか内閣府なのかという話ですが、どちらがなりますかという姿勢じゃなくて、具体的に事業を申請していく中で決まっていくものだと思うんですよ。だから、政府にこの問題はどこに相談すればいいんですか、どこが主務官庁ですかじゃなくて、事業を早目にまとめて、それを申請する。そうするとおのずから政府で整理がついていくと思いますよ。私はそういう意味で、精度の高いものはどんどん持って行くと。そうするとおのずから道は開けていく。これについて政府の考え方が見えてくる。そういうものだと思いますので、かなり時間も経過しております。私も紙は見ていますよ。公表されないと言うから、私もあえてここでは申し上げませんが、かなりこの程度のことは十分に受け入れられるだろうと思われるようなものがありますので、それらのものは一刻も早く政府に上げていく。そしてそこから見えてくると思いますから、どこが窓口なのかということは本末転倒の話だと思っていますよ。持って行くことが大事だと。それでは、この熟度の高いものから先に行くわけですが、いつごろだと思っていますか。

○上原昭知事公室長 大体7月には概算要求の中身のある程度詰めて出さないといけない。正式には8月なんですけど、7月中には中身を固めていないと間に合わないと思いますので、4月、5月、6月中までには固めたい。ですから、4月以降も市町村と整理をして詰めて、地主会の皆さんの同意も得ながら、国のほうに持って行きたい。今、窓口がどうのこうのという話もございましたけれども、窓口が決まってからということでは遅いと思いますので、同時並行的に作業としては前向きに取り組んでいきたいと思っています。

○具志孝助委員 こだわっているのかどうかはわかりませんが、窓口が決まってからじゃないと思うんですよ。先ほど言ったようにね。窓口のために事業を

決めるんじゃない。こういう事業をやってほしいというのが出てくるわけですから、早くそれを決めることですよ。それを持って行けば事業の内容によって、おのずとこれはどこがやるべきかということは決まってくるわけですから、ぜひそうありたいと思っております。そしてあえて窓口の話で言えば、これは沖縄振興事業、沖縄振興計画としてやるというのは明確ですから、それは内閣府だと思いますよ。私はそう思う。しかし、こんなのはどこでなければいけないという問題じゃない。解決すればいいわけですから、おのずと決まっていきますので、4月、5月、6月中と言っていますから、できるだけということを強調するのであれば、4月には少なくとも突破口を開けるということをやってもらいたいと思います。

○安里進委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○安里進委員長 質疑なしと認めます。

以上で、知事公室関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

どうぞ御退席ください。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員入れかえ)

○安里進委員長 再開いたします。

次に、公安委員会関係の陳情平成18年第121号外2件の審査を行います。

ただいまの陳情について、刑事部長及び交通部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

まず初めに、日高清晴刑事部長。

○日高清晴刑事部長 総務企画委員会に付託されております平成18年陳情第121号ストーカー殺人の再発防止及び責任追及に関する陳情と平成19年陳情第147号警察行政に関する陳情（告訴不受理）についての経過、処理方針については、前回のとおりに変更ありません。

以上、御審議のほど、よろしく申し上げます。

○安里進委員長 刑事部長の説明は終わりました。

次に、仲宗根孝交通部長。

○仲宗根孝交通部長 総務企画委員会に付託されております平成19年陳情第110号沖縄県警察運転免許センター（仮称）の一部賃貸に関する陳情についての経過・処理方針は、前回のおりであり、変更ありません。

以上、御審議のほど、よろしく申し上げます。

○安里進委員長 交通部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得て行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 陳情平成19年第147号について、お聞きしたいと思います。

これは、前回の処理方針で申告された事実が犯罪を構成しない場合に当たることから、告訴を不受理とするという処理方針を前回聞いたんですけれども、私はこの告訴人から相談は聞いていましたけれども、よく私なりの調査はしていなかったんですけれども、それ以後告訴の事実がないと警察はそういう答弁をしているということでありましたので、私なりに一応調べてみました。そういった事案は、告訴している人間が持っている会社の土地が勝手に会社の印鑑を盗用されて被告訴人の所有名義になっている。金銭の授受は一切ないから、自分の会社の土地が要するに奪われたということで告訴したんだということでした。それで、私なりに土地登記簿謄本を全部取り寄せいたしまして、金銭の流れも一応調べましたら、私なりに聞いた範囲内では確かに金は取っていないにもかかわらず、告訴人の会社の土地が他人の名義になっているということは一応、私なりに確認したんですけれども、しかしこれが事件になるのかどうかということは、皆さんの判断がありますからね。それで、聞きますけれども、これは私が今調べたのはそういう中身なんですけれども、その犯罪が構成しない場合に当たるという中身はどういうことですか。

○日高清晴刑事部長 これにつきましては、個別具体的事案であるので答弁は差し控えたいと思っております。一般論として申し上げれば、捜査すべき所要の捜査をした結果、事件性がないと判断をしたところです。

○嘉陽宗儀委員 だから前回もそうだったので、私が調べたら自分の土地が売買もしないのに他人名義になってしまっているということについて、これは個別具体的事案だからここでは答弁できませんと、警察行政そのものの不信感が今あるわけだから陳情もされているわけで、要するに個人があとは民事裁判の問題が残っていますけれども、個人がそのように犯罪に遭遇したということを訴えているわけだから、皆さんは議会の場で陳情されている我々に対して、議員に対してもこれは秘密ですから答弁できませんということではちょっとまずいんじゃないでしょうかね。

○日高清晴刑事部長 これは前回も申し上げましたが、事件の相談事案の内容の全体を説明することによって、関係者の名誉毀損、プライバシーの問題が出てくるので、差し控えるということであるわけです。

○嘉陽宗儀委員 これについては警察官絡みだという不信感がありますね。本部署でこの事件を告訴したときに受理した警察官がもみ消したとか、そういう発言をしている。その事件はもみ消してやるぞと関係者にしゃべったこともあって不信感がなお強まっているんですよ。そういう意味では警察は、そういう警察官絡みの事件だということで、告訴人は考えているわけですがけれども、その警察官絡みだと言われている警察官からは、皆さんは事情聴取したのでしょうか。

○日高清晴刑事部長 県警察といたしましては、嘉陽委員から前回そういう話がありましたので、再度持ち帰りまして調査をしています。ですが、そういう事実はありません。

○嘉陽宗儀委員 その警察官から事情は聞いたんですね。

○日高清晴刑事部長 聞いています。

○嘉陽宗儀委員 わかりました。

それから、関係者のプライバシーに関すると言うんですけれども、告訴の事

実は告訴人からは何回ほど聞いたんですか。

○日高清晴刑事部長 何回かと聞かれると、すぐに今何回ですとは言えませんが、事件の全貌を把握するために数回聞いております。

○嘉陽宗儀委員 皆さんは聞いたとおっしゃる。告訴人はきちんと聞いてもらっていない。こういう証拠についても説明もしていない。それから、金銭の授受がないと言ったけれども、金銭もこんなに莫大な損害をこうむっているということを本人は訴えているわけで、私は必ずしも告訴した人の立場で物を言うわけではないけれども、ただだれがどう見ようが、事実かどうかということはやはり大事ですから、私なりに言えば、事実である場合には客観的に言えば、登記簿謄本で、所有権移転登記の事実、それから金銭の賃貸借契約、こういうのを全部私が判断するもとですよ。こういう登記簿謄本で明らかにその人の物になっているという事実に基づいて犯罪性が構成すると思っっているんですけども、皆さんはその犯罪性の構成の中身については確認はしたんでしょうね。

○日高清晴刑事部長 これは捜査の結果、事件性はなしと判断しております。

○嘉陽宗儀委員 それでは、被告告訴人からも事情を聞いていますか。

○日高清晴刑事部長 聞いています。

○嘉陽宗儀委員 これ以上聞いてもしょうがないですので、それで告訴人はこの事案は非常に根深いのがあって、ここにいる細かい事実を書いていますけれども、飲み屋でやったその関係者が暴力団とつながっているとか、いろいろ非常に僕から言えば深刻な内容です。この人は、前回の総務企画委員会での質疑を聞いて、これは警察は当てにできないということで、今検察庁にじかに告訴したそうです。それだけ言って終わります。

○安里進委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○安里進委員長 質疑なしと認めます。

以上で、公安委員会関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦勞さまでした。
どうぞ御退席ください。
休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○安里進委員長 再開いたします。

議案及び陳情等の質疑について、すべて終結し、裁決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案及び陳情等の採決の順序及び方法について協議)

○安里進委員長 再開いたします。

次に、乙第1号議案特別職に属する常勤の職員及び一般職に属する職員の給与の特例に関する条例の採決を行います。その前に意見・討論はありませんか。

(「意見・討論なし」と呼ぶ者あり)

○安里進委員長 意見・討論なしと認めます。

以上で、意見・討論を終結いたします。

これより乙第1号議案特別職に属する常勤の職員及び一般職に属する職員の給与の特例に関する条例を採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

なお、挙手をしないものはこれを否とみなします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

○安里進委員長 挙手多数であります。

よって、乙第1号議案は原案のとおり可決されました。

次に、乙第3号議案沖縄県議会議員の報酬・費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○安里進委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第2号議案は原案のとおり可決されました。

次に、乙第4号議案沖縄県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。その前に意見・討論はありませんか。

(「意見・討論なし」と呼ぶ者あり)

○安里進委員長 意見・討論なしと認めます。

以上で、意見・討論を終結いたします。

これより乙第4号議案沖縄県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者は、これを否とみなします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

○安里進委員長 挙手多数であります。

よって、乙第4号議案は原案のとおり可決されました。

次に、乙第5号議案沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○安里進委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第5号議案は原案のとおり可決されました。

次に、乙第6号議案沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正す

る条例の採決を行います、その前に意見・討論ありませんか。

嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 どうも処理の仕方を見たら意見がなかったように処理されそうだから言っておきます。

これは、審議のときに言いましたけれども、特に医者の問題ね。現場から聞いたら、全部拡大していく。そうすると県立病院の医者がかかなりやめるぞということもありますので、これにつながるような原案になっていますので、これには賛同できません。

○安里進委員長 ほかに意見・討論はありませんか。

(「意見・討論なし」と呼ぶ者あり)

○安里進委員長 意見・討論なしと認めます。

以上で、意見・討論を終結いたします。

これより乙第6号議案沖縄県職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者は、これを否とみなします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

○安里進委員長 挙手多数であります。

よって、乙第6号議案原案のとおり可決されました。

次に、乙第7号議案沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○安里進委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第7号議案は原案のとおり可決されました。

次に、乙第30号議案沖縄県行政機関設置条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○安里進委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第30号議案は原案のとおり可決されました。

次に、乙第25号議案包括外部監査契約の締結についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○安里進委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第25号議案は可決されました。

次に、請願・陳情等の採決を行います。

請願・陳情の採決に入ります前に、その取り扱いについて協議を行います。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議)

○安里進委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

請願・陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○安里進委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定されました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものと決定した請願1件、陳情30件と

お手元に配付してあります本委員会所属事務調査事項を閉会中継続審査及び調査事件として議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○安里進委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定されました。

次にお諮りいたします。

ただいま議決いたしました議案等に対する委員会審査報告書の作成につきましては委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○安里進委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案等の処理はすべて終了いたしました。

本委員会所管事務調査事項、他の常任委員会に属しない事項についてに係る2016年オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会東京招致を支援することについて、議題に追加し、直ちに審査することにつきましては、休憩中に御協議をお願いいたします。

意見の一致を見たときは、本件を議題に追加し、諮ることといたします。

休憩いたします。

(休憩中に、議題の追加について協議を行った結果、議題に追加しないことで意見の一致を見た)

○安里進委員長 再開いたします。

本委員会所管事務事項、他の常任委員会に属しない事項についてに係る2016年オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会東京招致を支援する決議書については、休憩中に協議しましたとおり、議題に追加しないということで御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○安里進委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定されました。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 安 里 進